

江戸時代大阪本屋仲間行司の固定的性格

山 本 秀 樹

江戸時代大阪本屋仲間については比較的くわしくそのあり方がわかる。それは同じように本屋仲間があった江戸や京都とちがって近代の書籍商組合がその文書を大切に持ち伝え得たことが大きい。

その豊富な大阪本屋仲間記録を用いて江戸時代の書籍商のあり方をくわしく記述しようとした最初の記念碑的著述が出版タイムス社の『京阪書籍商史』（昭和三年）であるが、世にはほとんど知られない出版タイムス社初版にのみある刊行責任者（編輯兼発行人・出版タイムス社主宰）村田勝麿の序文¹⁾に記された、予約出版の本書の発行が延び延びになって、もはや出さざるを得なくなり急遽印刷したという編纂事情、さらには業界紙『出版タイムス』発行の同時並行作業として行われざるを得なかったであろうその編纂のあり方からして、実は綿密な史料の読み込みとか緻密な分析には到底及び得なかったことが、『京阪書籍商史』の記述をきちんと点検してみると、その行間に透けて見えるところが確かにある。

大阪本屋仲間行司について記した『京阪書籍商史』第二部「大阪書籍商史」第二編「大阪本屋仲間の制度」第二章「役員」も出版タイム

ス社の突貫工事的記述箇所のひとつに数え得るものと私は見ている。もちろんこうした出版タイムス社がやろうと思つてやり遂げられなかった志を、比較的時間に追い詰められていない者が後に引き継いで補つていかなければならないわけである。

その後、『京阪書籍商史』に用いられた大阪本屋仲間の史料は、その全史料をゆだねられた大阪府立中之島図書館から昭和五十年になって翻刻あるいは複製の形で世に広められたが（全十八巻、平成五年完結）、その本格的分析は『京阪書籍商史』以後、それほど進んでいるとは言いがたい。

本稿においては、江戸時代大阪本屋仲間行司メンバーの固定的性格について確認する。

一

本稿末尾に大阪本屋仲間記録『出勤帳』²⁾に見える大阪本屋仲間行司の名前（ただし文化九年まで）を一覧にした表を掲げる。

『出勤帳』は大阪本屋仲間の重役である行司の勤務日誌である。こ

れについての簡要な説明としては、『大坂本屋仲間記録』一「後記」に以下のようにある。

『出勤帳』は、大坂本屋仲間の行司が記録した業務日誌である。宝暦十四（明和元）年正月にはじまり、以来、仲間停止中（天保末・嘉永四年）を欠くものの、明治五年正月に仲間が廃止された後も継続して執筆され、明治廿四年十二月に至る。全部で八十九冊である。（冊による外題の異同に関する説明を中略―山本注）

行司の任期・構成は年代によって違い、文化九年を境として、それ以前は正・五・九月に交替、それ以後は一年間が任期である。『出勤帳』は、右、任期中の行司が、出勤日のさまざまな業務を記録したものである。（後略）

右に言う大坂本屋仲間行司の任期が（いつからか）正・五・九月の交替制であったこと、それが文化九年には任期一年となったことは、当然のごとく『京阪書籍商史』にも書いてある。前掲『大坂書籍商史』第二編第二章「役員」第一節「行司の職制」二三四ページ、二三五ページである。

『京阪書籍商史』はさらに正・五・九月の交代期の行司の定員が六人であったことも書いてあつて、その任期「四ヶ月六人制」は少なくとも宝暦以前から行われていたと言う。その根拠を『京阪書籍商史』は「宝暦九年の記録」と称するが、今確認するところ、この記録とは大坂本屋仲間の規矩とすべき記録『差定帳』一番の（四十一）（『大坂本屋仲間記録』八、三七ページ）に見られる本屋仲間行司から天満組惣年寄金谷三左衛門に宛てた「宝暦九年本屋仲間人数書」である。すでに『京

阪書籍商史』に引用が備わるが、今『大坂本屋仲間記録』から引用する。

口 上

一、書物屋仲間当時惣人数高、百式人

但シ、此仲間内より壺ヶ年二、行司六人宛、正五九月、廿日毎ニ交代仕相勤申候。

右之通相違無御座候。以上

宝暦九年卯五月十一日 行司印形

田原屋平兵衛印

誉田屋伊右衛門印

丹波屋伝兵衛印

藤屋弥兵衛印

本屋又兵衛印

河内屋喜兵衛印

金谷三左衛門様

右之通今日差出、天満惣会所へ出し申候。

なるほど、この書物屋仲間人数の書上には、その但し書きに、仲間内から六人ずつの行司が、正五九月の二十日に交替して相勤めまますることを書き記してある。そして、この書上の日付が宝暦九年付けであることによって、この制度が少なくともこれ以前にさかのぼることが証される。

『出勤帳』は宝暦十四年Ⅱ明和元年の起筆であるので、これ以後のことしか、行司メンバーの交替の詳細はわからない。⁽³⁾ 宝暦十四年（一七六四）は行司設立の許可が大阪町奉行から下りた享保八年

(一二七三) から四十一年後のことである。

そもそも『出勤帳』がこしらえられるようになった理由もこの交替制にあるのであろう。何らかの引継文書がなければやりにくい何らかの出来事があつて、その必要性が感ぜられたがゆえのことであらう。

したがって、でもあるし、にもかかわらず、でもあるが、末尾の付表に、その初期において空欄が生じているのは、『出勤帳』の必要性がすべての行司間で共有されていたわけではないことを示している。付表の空欄は、まったくその四ヶ月の記録が存在しない場合に「記録欠」と記して、記録のある場合のその多くに記される行司一覧の一人めに記される本屋の屋号を(『出勤帳』の各担当任期の最初と最後に多く記される行司一覧に記される行司名の順序は、ある程度は一定であるが、必ず同一ではない)記してある。六人の行司メンバーがほとんど固定であつたということを証するのが本稿のねらいであるが、五組ある行司組のうち当初『出勤帳』存在の必要性を認めていなかったとおぼしいのは吉文字屋市兵衛の組と池田屋三郎右衛門の組である。

記録のある場合の、そのほとんどすべての場合、担当行司はそのメンバーを担当の最初に記してある。そしてまた、圧倒的多数の場合において、担当四ヶ月が終わったその最後に引継要目を記してまた行司メンバーの名前を記す。付表の原資料はこの『出勤帳』の行司メンバーの記述である。

すでに『京阪書籍商史』前掲ページに記されていることであるが、行司には五組——慎組、審組、博組、明組、篤組——があつた。(『京阪書籍商史』にはその根拠は記されていないようだが、)五組の名称は

(表に示したように)ある時期から『出勤帳』の担当行司の最初と最後のメンバー一覧に必ずのように記されている。この組の名称がいつから有ったかはともかく、少なくとも『出勤帳』の始まった明和元年にはすでに、行司は五つのチームとなつて、一定の順序で交替し、チームごとに行司を担当し、循環していたことは表に明らかである。後年からさかのぼらせて考えれば篤・菅田屋伊右衛門・田原屋平兵衛・藤屋弥兵衛組、博・秋田屋市兵衛組、審・吉文字屋市兵衛組、慎・池田屋三郎右衛門・敦賀屋久兵衛組、明・柏原屋清右衛門(からすぐさま入れ替わつて)柏原屋与左衛門組である。

このチーム体制は、おそらく行司の多様膨大な仕事を円滑にしこなしてゆくための実務的必要性から自然とそうなったものである。一々メンバーを入れ替えて、呼吸も合わせ直して、平等な扱いを期すなどという、ルールを定めることだけで一苦勞しそうな、余計な時間がかかることは、それを優先する、どころか、発想することすらなかったであらう。

こうして表に見るように(代替わり・死没等によって一部のメンバー・チェンジはなされながらも)確かに彼らは文化九年(一八一二)まで毎年正五九月に交替していた。しかし、ただし、最後の一年間、すなわち文化八年の記録はいまだ一年三期制であるが、三期とも同一組で、実質はすでに任期一年制に等しかった(文化八年も三期制であつたことは、彼らが一々、期を区切って引き継ぐ体裁で記録を取っていることによつて、また、彼らが一々、なぜ同一組が担当するのかの理由を記していることによつて明瞭化されている)。

本稿は、この行司任期一年制に移行しなければならなかった必然的理由が、それまでの行司メンバーの固定的性格にあったことを確認して、その固定的性格を持った理由を大阪本屋仲間の性格にさかのぼって考える。

二

すでに述べたが、行司はほとんどの場合、六名は確保されている。しかし、表にした明和元年以降文化九年までにおいて、ほとんどの場合それ以上の行司人数が確保されている。しかし、七人め八人めに関しては、記録によっては「加役」と明記されており、七人以上の人員はおそらく補助的人員である。

表には、同じメンバーがくりかえして組を構成する場合に濃い影を付けてあるが、七人め八人めに関しては、当初（天明三年まで）はほとんど影が付かない。すなわち行司を担当するのが一回きりの人間か、行司を最初に担当してその後、別の組でその組のメンバー化する人間である⁽⁵⁾（薄い影を付けたのは、それ以前に別の組で行司をやっている場合である）。おそらくは行司初心者ということで、見習いの行司担当だったのである⁽⁶⁾。

これが天明四年以降は加役までくりかえし登用されることがほとんどになる。加役について先に述べてしまったが、六人の定員行司は表に表れているようにほとんどの場合濃い影が付いていて、ほとんどがくりかえし担当メンバーである。すなわちそれぞれの行司組のメンバーは一旦行司に就任すると変わらないことが原則化されていたと思われる。

る。

天明四年以降は定員から加役までが固定メンバー的になる傾向にあるということになる。

この原因は、この行司の固定メンバー制自体にあるだろう。

すなわち、商品に消長のあることが常態の本屋稼業はそれほど持続的に子々孫々代々受け継いで続けていけるような稼業ではないらしく、行司の次世代交替がうまくいっていないように見受けられる。同一屋号の本屋がなかなか続かないのである。にもかかわらず、行司メンバーをできる限り固定させてあるから、うまく次世代を担うメンバーが育たず、表にも抜き書き引用しておいたように寛政九年には古株の引退に伴って、今までのメンバーを維持していたのでは組の行司習熟レベルが保てなくなったらしく、組替えを行った（古株を各組に配置し直したのである）。さらには、吉文字屋組は慢性的に適格メンバー不足（無人）に悩まされ（寛政十三年、享和二年）、享和二年には敦賀屋久兵衛組も「無人」、結局大阪本屋仲間は六人×五組＝三十人の行司役にふさわしい本屋を確保できない状態に陥った。

結局行司メンバー固定制が四ヶ月交替制を崩壊させたのである。行司にふさわしい人材に不足するようになって、任期を一年に延ばさざるを得なくなったものと思われる。それではなぜ彼らはそこまで行司メンバーの固定にこだわったのであろうか。

彼らは公的には享保八年に与えられた公儀の流通書物（版本・写本）の内容条件に関わる法度を大阪の本屋全体に守らせるために存在している⁽⁷⁾。これに違反する本屋が出るようでは彼らは罰を受ける立場であ

る。団体内でそれなりに活動を行える人間を選んでおけばそれで団体が円滑に維持運営されるといった論理だけで行司を選ぶわけにはいかない。行司から違反者が出るような危険性は絶対に排除されなければならない。

よほど彼らは慎重にならざるを得なかった。

それに、彼らは彼ら自体の権益も合わせて維持していた。版權の維持、自己の出版物と似たような内容を持つ本を写本段階で駆除する類板の事前封殺活動である。これもまた元禄から大阪町奉行によって保証された彼らの権利であるから、彼らがこれを手離すはずはなかった⁽⁸⁾。とすれば、行司は守るべき多くの版權、守るべき多くの自己の出版物を持つている本屋にしかならせることのできない地位ということになる。

そのように版權を保護している状態でなお本屋稼業は続きがたいのであるから、このような条件のもとでは、行司有資格者はそう多くはなかったのである。

彼らには守らなければならないものが多すぎたのである。そして、彼ら自身にそれを手離すことができない以上、というよりもそれらを守るために彼らが存在している以上、ひたすらそれらを守る体制を維持すべく彼らは努力せざるを得なかった。

大阪本屋仲間の行司体制の歴史は、諸条件のなかで優先されるべき要素が維持継続され、対立矛盾する尊重併存し得ない要素が駆逐淘汰されていく、江戸時代本屋仲間の、なるべきようにならざるを得ない歴史的必然の姿をさぐる歴史である。

本屋仲間行司が限られた少数の人間によって独占されていた、――

すなわち本屋仲間が極めて限られた数の人間によって牛耳られていた、と考えられることは、江戸時代本屋仲間の性格規定に関わる重大な要素であると思われる。

〈注〉

- (1) 拙稿『江戸時代三都出版法大概』（岡山大学文学部、平成二十二年）五一、五二ページに全文を引用しておいた。
- (2) 『大坂本屋仲間記録』一、二（清文堂、昭和五十・五十一年）による。
- (3) 大阪本屋仲間文書『差定帳』『裁配録』に残されたわずかな文書の署名を手がかりに、それ以前の行司交替規則、ひいては大阪本屋仲間の組織構成について可能な限り考察したものとして安永美恵「七組行司のことなど」（『筑紫国文』二三、平成十二年六月）がある。
- (4) 安永美恵氏は「雑俳書」の出版と行司組」（『雅俗』創刊号、平成六年二月）において簡単に、行司メンバーの固定は記録を読めば誰でもすぐ気付くことと言われているが、少なくとも私は、こうして表を作ってみるまで気付くことはなかったし、また、仮に読んで気付いていたとしてもその気付きが、確かにあの膨大な記録の背後を貫通する組織制度として認められ得るものかどうかを確認することは「読む」だけでは不可能事である。「読めば」「気付く」では論証にならない。
- (5) 分析に時間の余裕を持たなかった『京阪書籍商史』では、組の区分が地域によったものか、他の方法によったものか不明としているが、他の組への移動が常態であることが観察されるから、組の区分が地域によったものという可能性はない。
また、『京阪書籍商史』は「行司が当番になった組から選ばれた」とも書いているが、この根拠も不明である。『京阪書籍商史』は組合加入本屋全体が五組に分かれていたと理解しているが、行司は他の行司組に移動することが常態であるから、おそらく五組は行司の組にすぎず、組合加入本屋全体が五組に分かれていてそこから行司が選ばれていた、という『京阪書籍商史』の想定は、今回の『出勤帳』行司一覧の分析からは受け入れがたい。
- (6) 加役については安永美恵「大坂本屋仲間雑放 その一――行司本役及び加役など――」（『語文研究』五八、昭和五十九年十二月）に『天坂本屋仲間記録』を用いた詳

小川屋清右衛門 ♫→	山田屋嘉右衛門 ♫←				明組
藤屋徳兵衛 ♫→	伊勢屋喜兵衛 ♫→	河内屋儀助			篤組
京屋吉右衛門 ♫→	小刀屋六兵衛(隔)	増田屋源兵衛 イ			博組
九・柏清・勝六相加里被勤候					
丹波屋栄蔵 ♫	加賀屋弥助 ♫				審組
播磨屋九兵衛 ♫→	塩屋三郎兵衛 ♫↔	加嶋屋久兵衛 ♫			慎組
藤屋善七 ♫イ	小川屋清右衛門 イ				四組立会行司(本来明組の順)
藤屋徳兵衛 イ	伊勢屋喜兵衛 イ				立会行司
京屋吉右衛門 ♫←	小刀屋六兵衛 ♫	増田屋源兵衛 ♫			博組
京屋吉右衛門 ♫	小刀屋六兵衛 ♫	増田屋源兵衛 ♫			博組(本来審組のところ甚無人)
京屋吉右衛門 ♫	小刀屋六兵衛 ♫	増田屋源兵衛 ♫			博組(入組候事有之ニ付)
○藤屋弥兵衛 ♫←	河内屋太助 ♫				慎組・明組

密な検討がある。

(8) (7) 前掲拙稿『江戸時代三都出版法大概』二〇三、二二二ページ。
 (8) 前掲拙稿二四〇、二四一ページ。

〔付記〕 本稿は平成27年度～平成30年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C)) 課題番号一五K〇二二四八研究課題名「日本近世出版法制研究 補完及び文学史との相関追求」)による成果の一部である。

	1808		9.20	柏原屋清右衛門→	○菅田屋伊右衛門イ	○藤屋弥兵衛↔	河内屋太助↔
46	1809	文化6年	1.20	柏原屋与左衛門↔	河内屋喜兵衛↔←	藤屋善七↔←→	天満屋源次郎↔
	1809		5.20	○秋田屋市兵衛↔	海部屋勘兵衛↔→	藤屋九兵衛↔	大津屋次(治)郎右衛門↔←
				8.27惣寄合。審組跡行司無人ニ付、残り四組之内より三人手伝ニ入度旨被申出候ニ付、相談之上敦			
	1809		9.20	吉文字屋市左衛門↔	勝尾屋六兵衛イ→	○敦賀屋九兵衛↔←→	柏原屋清右衛門イ
47	1810	文化7年	1.20	○敦賀屋九兵衛↔←	無印手伝 吉文字屋市左衛門イ	勝尾屋六兵衛↔←→	京屋吉右衛門イ
				秋市『会玉篇』一件、仲間先例仕来り相崩れ候問題あり			
	1810		5.20	勝尾屋六兵衛↔イ	塩屋三郎兵衛↔イ	○藤屋弥兵衛イ	海部屋勘兵衛イ→
	1810		9.20	○藤屋弥兵衛↔→	河内屋太助(隔)	播磨屋九兵衛イ→	塩屋三郎兵衛↔
48	1811	文化8年	1.20	○秋田屋市兵衛↔	海部屋勘兵衛↔←	藤屋九兵衛↔	大津屋次(治)郎右衛門↔
	1811		5.20	○秋田屋市兵衛↔	海部屋勘兵衛↔	藤屋九兵衛↔	大津屋治郎右衛門↔
	1811		9.20	○秋田屋市兵衛↔	海部屋勘兵衛↔	藤屋九兵衛↔	大津屋治郎右衛門↔
49	1812	文化9年	1.20	慎組 ○敦賀屋九兵衛↔	加嶋屋久兵衛↔	播磨屋九兵衛↔←	明組 柏原屋清右衛門←

山口屋又一々	柏原屋重兵衛々?	柏原屋佐兵衛々?	○藤屋弥兵衛々?		篤行司 行司名一覧 は欠
糸屋市兵衛々	海部屋勘兵衛々	柏原屋勘兵衛-			博組行司
泉(屋)善(兵衛)々	松(本屋)平(四郎)↓	柏(原屋)清(右衛門)	河(内屋)太(助)↓		行司名一覧 は欠
平野屋半右衛門々	亀屋安兵衛々	塩屋平介(婦)	塩屋忠兵衛々×		慎組行司
本屋又兵衛々	阿波屋清治(次)々	丹波屋治兵衛々	天満屋源治(次)郎イ		明組行司
藤屋善七々	柏原屋佐兵衛々×	柏原屋重兵衛々	河内屋八三郎イ×		篤組行司
海部屋勘兵衛々	○秋田屋徳右衛門↓	藤屋清介-	塩屋長兵衛○→		博組行司
河内屋栄助々×	松本屋平四郎々	河内屋太助々	津国屋惣七○→		審組行司
平野屋半右衛門々	亀屋安兵衛々→	塩屋平助(介)々			慎組行司
塩屋三郎兵衛々→	阿波屋清治々→	丹波屋治兵衛々×	柏原屋嘉兵衛↓⇔		明組行司
山口屋又一々	柏原屋重兵衛々	勝尾屋六兵衛イ→	塩屋長兵衛イ		篤組行司
藤屋九兵衛↓	小刀屋六兵衛イ(婦)⇔	和泉屋卯兵衛(婦)→	大津屋治郎右衛門イ		博組行司
加賀屋善蔵イ	藤屋吉兵衛↓	糸屋市兵衛イ			審組行司
塩屋平助々	塩屋三郎兵衛イ				慎組行司
河内屋太助イ	津国屋宗(惣)七イ				明組行司
阿波屋清次イ	天満屋源次郎イ				篤組行司
○秋田屋徳右衛門々	藤屋九兵衛々	大津屋治郎右衛門々			博組行司
加賀屋善蔵々	藤屋吉兵衛々	糸屋市兵衛々×			審組行司
塩屋平助々	塩屋三郎兵衛々	加嶋屋久兵衛↓			慎組行司
津国屋惣(惣)七々	柏原屋嘉兵衛(隔)×				明組行司
阿波屋清次々×	天満屋源次郎々				篤組行司
藤屋九兵衛々	勝尾屋六兵衛イ	大津屋次(治)郎右衛門々			博組行司
人無之故、替りの人が決まるまでの替りを圖で決める。藤弥。敦六・糸市の替りも圖で、本役のうちは泉卯、加役のうちは尼与。					
藤屋吉兵衛々	泉屋卯兵衛イ	河内屋吉兵衛↓			審組行司
塩屋三郎兵衛々	吉文字屋利介-	加嶋屋久兵衛々			慎組行司
津国屋宗(惣)七々×	紀伊国屋卯兵衛-	小川屋清右衛門↓			明組行司
天満屋源次郎々	藤屋徳兵衛↓	亀屋安兵衛イ×			篤組行司
藤屋九兵衛々	勝尾屋六兵衛々→	大津屋治郎右衛門々			博組行司
伝二出勤。					
正岡 河内屋吉兵衛々	二三 千草屋新右衛門イ	今津屋辰三郎↓⇔	送り行司博組之内 勝尾屋六兵衛イ→		審組行司
小川屋清右衛門々	油屋卯兵衛↓				明組行司(従 来慎組の順)
藤屋徳兵衛々	田原屋平兵衛(婦)				篤組行司
加嶋屋久兵衛々	河内屋宗兵衛↓	日野屋彦左衛門↓			慎組行司
小刀屋六兵衛(婦)	大津屋治郎右衛門々				博組行司
河内屋吉兵衛々	千草屋新右衛門々×				審組行司
加嶋屋久兵衛々	河内屋宗兵衛々×	日野屋彦左衛門々			慎組行司
小川屋清右衛門々	油屋卯兵衛々				明組行司
藤屋徳兵衛々	田原屋平兵衛々×				篤組行司
小刀屋六兵衛⇔	大津屋治郎右衛門々				博組行司
加嶋屋久兵衛々	河内屋惣(宗)兵衛々	日野屋彦左衛門々			慎組行司
秋田屋太右衛門イ×	丹波屋栄蔵↓	加賀屋弥助↓			審組行司
油屋卯兵衛々×	山田屋嘉右衛門↓→				明組
藤屋徳兵衛々	伊勢屋喜兵衛↓				篤組
大津屋治(次)郎右衛 門々→	京屋吉右衛門↓→				博組
加嶋屋久兵衛々	河内屋惣兵衛々	日野屋彦左衛門々×			慎組
京屋吉右衛門イ→	塩屋三郎兵衛イ→	大津屋治郎右衛門イ→	山田屋嘉右衛門イ→		四組立会(本 来審組の順)

31	1794	寛政6年	1.20	神崎屋清兵衛 ♫ ×	奈良屋(寺田)善助 ♫ ?	河内屋八兵衛 ♫	藤屋善七 ♫
	1794		5.20	○秋田屋市兵衛 ♫	亀屋武兵衛 ♫ ×	塩屋喜助 ♫	油屋甚七 ♫
	1794		9.27	○吉(文字屋)市(兵衛) ♫ ×	増(田屋)源(兵衛) ♫	河(内屋)嘉(兵衛) ♫	河(内屋)栄(助) ♫
32	1795	寛政7年	1.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 ♫	敦賀屋六兵衛 ♫
	1795		5.20	柏原屋与左衛門 ♫ 代嘉兵衛	河内屋喜兵衛 ♫	近江屋甚兵衛 ♫	塩屋三郎兵衛 ♫
	1795		9.20	奈良屋善助 ♫	河内屋八兵衛 ♫	山口屋又一 ♫	○藤屋弥兵衛 ♫
33	1796	寛政8年	1.20	○秋田屋市兵衛 ♫	塩屋喜助 ♫	油屋甚七 ♫	糸屋市兵衛 ♫ →
	1796		5.20	吉文字屋市左衛門 ↓	柏原屋清右衛門 →	増田屋源兵衛 ♫	和泉屋善兵衛 ♫
	1796		9.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	敦賀屋六兵衛 ♫ →	○誉田屋伊右衛門 ♫ →
34	1797	寛政9年	1.20	柏原屋与左衛門 ♫ →	河内屋喜兵衛 ♫ →	近江屋甚兵衛 ♫ ×	本屋又兵衛 ♫ →
	1797		5.20	奈良屋善助 ♫ ×	河内屋八兵衛 ♫ →	○藤屋弥兵衛 ♫ →	藤屋善七 ♫
	1797		9.20	○秋田屋市兵衛 ♫	塩屋喜助 ♫ ×	海部屋勘兵衛 ♫	○秋田屋徳右衛門 ♫
				寛政9.11.15寄合。塩喜退役ニ付跡役評議ニ付惣寄合之上、行司五組共此度改、組替。			
35	1798	寛政10年	1.20	吉文字屋市左衛門 ♫	増田屋源兵衛 ♫	敦賀屋六兵衛 イ	柏原屋重兵衛 イ
	1798		5.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	本屋又兵衛 イ	平野屋半右衛門 ♫
	1798		9.20	柏原屋清右衛門 イ	○藤屋弥兵衛 イ	丹波屋伝兵衛 イ	和泉屋善兵衛 イ ×
36	1799	寛政11年	1.20	柏原屋与左衛門 イ	河内屋喜兵衛 イ	山口屋又一 ♫	藤屋善七 ♫
	1799		5.20	○秋田屋市兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 イ	油屋甚七(帰) ×	海部屋勘兵衛 ♫
	1799		9.20	吉文字屋市左衛門 ♫	増田屋源兵衛 ♫ (没) →	敦賀屋六兵衛 ♫ (没) ×	柏原屋重兵衛 ♫
37	1800	寛政12年	1.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	本屋又兵衛 ♫ ×	平野屋半右衛門 ♫
	1800		5.20	柏原屋清右衛門 ♫	○藤屋弥兵衛 ♫ →	丹波屋伝兵衛 ♫ ×	河内屋太助 ♫
	1800		9.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	山口屋又一 ♫	藤屋善七 ♫
38	1801	寛政13年	1.20	○秋田屋市兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 ♫	海部屋勘兵衛 ♫	○秋田屋徳右衛門 ♫
				享和1.5.8惣寄合。吉市組のうち増源・敦六死去ニ付加役糸市退役断申出、跡役替評議、二番目老分之			
	1801	享和1年	5.20	吉文字屋市左衛門 ♫	スケ○藤屋弥兵衛 イ →	柏原屋十(重)兵衛 ♫	加賀屋善蔵 ♫
	1801		9.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	平野屋半右衛門 ♫ ×	塩屋平介(助) ♫ ×
39	1802	享和2年	1.20	柏原屋清右衛門 ♫	河内屋八兵衛 イ	○藤屋弥兵衛 ♫ ←	河内屋太助 ♫
	1802		5.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	山口屋又一 ♫ ×	藤屋善七 ♫
	1802		9.20	○秋田屋市兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 ♫	海部屋勘兵衛 ♫	○秋田屋徳右衛門 ♫ ×
				享和2.11.7惣寄合。吉市組・敦九組無人ニ付難勤、跡役差入要請。吉市組何れも若年故老分の勝六手			
40	1803	享和3年	1.20	四五 吉文字屋市左衛門 ♫	二三 加賀屋善蔵 ♫	正岡 藤屋吉兵衛 ♫ ×	四五 和泉屋卯兵衛 ♫ ×
	1803		5.20	柏原屋清右衛門 ♫	河内屋八兵衛 ♫	○藤屋弥兵衛 ♫	河内屋太助 ♫
	1803		9.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫ →	藤屋善七 ♫	天満屋源次郎 ♫
41	1804	享和4年	1.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	勝尾屋六兵衛 イ	塩屋三郎兵衛 ♫
	1804	文化1年	5.20	○秋田屋市兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 ♫	海部屋勘兵衛 ♫	藤屋九兵衛 ♫
	1804		9.20	吉文字屋市左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 イ →	天満屋源次郎 イ	加賀屋善蔵 ♫ ×
42	1805	文化2年	1.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	勝尾屋六兵衛 ♫	塩屋三郎兵衛 ♫
	1805		5.20	柏原屋清右衛門 ♫	河内屋八兵衛 ♫ ×	○藤屋弥兵衛 ♫	河内屋太助 ♫
	1805		9.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	藤屋善七 ♫	天満屋源次郎 ♫
43	1806	文化3年	1.20	○秋田屋市兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 ♫	海部屋勘兵衛 ♫	藤屋九兵衛 ♫
	1806		5.20	○敦賀屋九兵衛 ♫ →	播磨屋九兵衛 ♫	勝尾屋六兵衛 ♫	塩屋三郎兵衛 ♫
				文化3.9.15惣寄合。審組無人老分無之ニ付手伝圖取ニいたし敦九あたり。			
	1806		9.20	吉文字屋市左衛門 ♫	○敦賀屋九兵衛 イ →	河内屋吉兵衛 ♫ ×	今津屋辰三郎(帰) ×
44	1807	文化4年	1.20	柏原屋清右衛門 ♫	○藤屋弥兵衛 ♫	河内屋太助 ♫	小川屋清右衛門 ♫
	1807		5.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫ →	藤屋善七 ♫ →	天満屋源次郎 ♫
	1807		9.20	○秋田屋市兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 ♫ →	海部屋勘兵衛 ♫	藤屋九兵衛 ♫
45	1808	文化5年	1.20	○敦賀屋九兵衛 ♫ ←	勝尾屋六兵衛 ♫ →	播磨屋九兵衛 ♫	塩屋三郎兵衛 ♫ →
				5.10吉市審組跡行司無人。5.11惣寄合、博明篤審一組より2人ずつ仮行事を定めることとする。			
	1808		5.20	河内屋喜兵衛 イ →	勝尾屋六兵衛 イ →	藤屋善七 イ →	河内屋太助 イ

千草屋新右衛門 ♫	柏原屋十兵衛 ↓	田原屋平兵衛 ♫	大津屋治郎右衛門 ○→		
いつみ屋佐市 ↓	天満屋源二郎 ♫	正本屋利兵衛 ○→			博組行司
河(内屋)嘉(兵衛) イ?	河茂 ↓	伏(見屋)嘉(兵衛) ○→	泉(屋)幸(助) イ ×		
富士(屋)長(兵衛) ♫	池(田屋)利(兵衛) ♫	本(屋)新(右衛門)(婦) →	天庄-		
柏原屋庄兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫	伏見屋利兵衛 ↓	綿屋喜兵衛-		
千草屋新右衛門 ♫	塩屋平助(隔) →	田原屋平兵衛 ♫	柏原屋重兵衛 ♫		篤組行司
橘屋忠兵衛 ↓	正本屋清兵衛 イ ×	丹波屋次(治)兵衛 イ ↔	○秋田屋市兵衛 ♫		博組行司
河(内屋)嘉(兵衛) ♫	塩(屋)三(郎兵衛) ○→	河茂 ♫ ×			審組行司
塩(屋)平(助) イ	岩伝-	堺忠-			慎組行司
柏原屋庄兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫	伏見屋利兵衛 ♫ ×	伏見屋喜兵衛-		明組行司
神崎屋清兵衛 ♫	千草屋新右衛門 ♫ →	奈良屋善助 ♫	田原屋平兵衛 ♫		篤組
橘屋忠兵衛 ♫	升屋兵助-	墨屋儀右衛門 ○→	○秋田屋市兵衛 ♫		博組行司
(他不明)					行司名一覧は欠
本屋新右衛門 イ ×	布屋源兵衛-	紙屋与八-	近江屋甚兵衛 ♫		明組行司
藤屋善七 イ	田原屋平兵衛 ♫	奈良屋善助 ♫	柏原屋佐兵衛 ♫		
和泉屋次郎兵衛 イ	橘屋忠兵衛 ♫	亀屋武兵衛 ↓	丹波屋半兵衛(婦)		博行司中
増田屋源兵衛 イ	天満屋久次郎 ↓	正本屋小兵衛 ♫ ↔	大和屋庄兵衛 ↓		
池田屋利兵衛 ♫	塩屋平助 ♫? イ?	本屋庄次郎-	泉屋源七 イ→		
丹波屋治兵衛 イ	正本屋利兵衛 イ	田川屋正助-	河内屋喜兵衛 ♫		
○藤屋弥兵衛 ♫	神崎屋清兵衛 ♫	藤屋善七 ♫	柏原屋佐兵衛 ♫		
亀屋武兵衛 ♫	丹波屋半兵衛 ♫	○秋田屋市兵衛 ♫			博組行司
天満屋久次郎 ♫ ×?	増田屋源兵衛 ♫	大和屋庄兵衛 ♫ ×?	墨屋儀右衛門 イ ×		
池田屋利兵衛 ♫ ×	塩屋平介(助) ♫	伊丹屋善兵衛-	布屋和五郎-		
丹波屋次(治)兵衛 ♫	本屋又兵衛 ↓	田川屋正介(助) ♫	正本屋利兵衛 ♫		
柏原屋佐兵衛 ♫	神崎屋清兵衛 ♫	○藤屋弥兵衛 ♫	藤屋善七 ♫		
橘屋忠兵衛 ♫	亀屋武兵衛 ♫	丹波屋半兵衛 ♫	万屋新右衛門-		博組行司中
					審組行司
					慎行司
丹波屋治兵衛 ♫	本屋又兵衛 ♫	正本屋利兵衛(加役) ♫ ×	奈良屋長兵衛(加役?) ↓		明行司中
柏原屋佐兵衛 ♫	田原屋平兵衛 ♫ →	藤屋善七 ♫	山口屋又一(市) ↓		篤行司
亀屋武兵衛 ♫	河内屋嘉市 ↓	丹波屋半兵衛 ♫	塩屋忠兵衛 ↓		博組
正本屋小兵衛(婦?) ×	千草屋平兵衛 ↓	和泉屋源七 イ	和泉屋善兵衛 ↓		行司審組
○誉田屋伊右衛門 イ	敦賀屋六兵衛 イ	平野屋半右衛門 ↓	俵屋太郎吉 ↓		慎組行司
本屋又兵衛 ♫	加賀屋善藏(加役) ↓	奈良屋長兵衛(加役) ♫	近江屋甚兵衛 ♫		明組行司
柏原屋佐兵衛 ♫	藤屋善七 ♫	丹波屋助七-	山口屋又一 ♫		篤組行司
塩屋喜介 ↓	丹波屋半兵衛 ♫	塩屋忠兵衛 ♫ →	○秋田屋市兵衛 ♫		博組行司
増田屋源兵衛 ♫	千草屋平兵衛 ♫	和泉屋源七 ♫	和泉屋善兵衛 ♫		審組行司
敦賀屋六兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 ♫	平野屋半右衛門 ♫	俵屋太郎吉 ♫		慎組行司
本屋又兵衛 ♫	加賀屋善藏 ♫ →	丹波屋治兵衛 ♫ ↔	奈良屋長兵衛 ♫ ×		明組行司
藤屋善七 ♫	柏原屋佐兵衛 ♫	丹波屋介(助) 七 ♫	山口屋又一 ♫		篤組行司
塩屋喜助(介) ♫	丹波屋半兵衛 ♫ ×	河内屋栄助 ○→	油屋甚七 ↓		博組行司
河内屋嘉兵衛 ♫	千草屋平兵衛 ♫ ×	和泉屋源七 ♫ ×	和泉屋善兵衛 ♫		審組行司
○誉田屋伊右衛門 ♫	平野屋半右衛門 ♫	俵屋太郎吉 ♫ ×			慎組行司
塩屋三郎兵衛 イ	阿波屋清次 ↓				明組行司
柏原屋佐兵衛 ♫	柏原屋重兵衛(婦)	○藤屋弥兵衛 ♫	藤屋善七 ♫		篤組行司
糸屋市兵衛 イ	伏見屋嘉兵衛 イ ×	海部屋勘兵衛 ↓			博組行司
泉屋善兵衛 ♫	河内屋栄助 イ	升屋七右衛門-	河内屋嘉兵衛 ♫ ×		審組行司
敦賀屋六兵衛 ♫	平野屋半右衛門 ♫	亀屋安兵衛(隔)	塩屋忠兵衛 イ		慎組行司
塩屋三郎兵衛 ♫	丹波屋治兵衛(隔)	阿波屋清治(次) ♫	田原屋平兵衛 イ ↔		明組行司

	1777		5.20	○藤屋弥兵衛 ♫	柏原屋佐兵衛 ♫	神崎屋清兵衛 ♫	奈良屋善助 ♫
	1777		9.20	○秋田屋市兵衛 ♫	堺屋清兵衛 ♫	泉屋卯兵衛 ♫	河内屋八三郎 ♫
15	1778	安永7年	1.20	○吉(文字屋)市(兵衛) ♫	柏(原屋)清(右衛門)イ?	正(本屋)小(兵衛) ♫	天源-?
	1778		5.20	○池(田屋)三(郎右衛門) ♫ ↔	○敦(賀屋)九(兵衛) ♫	本(屋)清(左衛門) ♫? ×	亀(屋)安(兵衛) ♫
	1778		9.20	柏原屋与左衛門 ♫	丹波屋伝兵衛 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	近江屋甚兵衛 ♫
16	1779	安永8年	1.20	○藤屋弥兵衛 ♫	柏原屋佐兵衛 ♫	神崎屋清兵衛 ♫	奈良屋善助 ♫
	1779		5.20	堺屋清兵衛 ♫	和泉屋卯兵衛 ♫	河内屋八三郎 ♫	和泉屋佐市 ♫
	1779		9.20	○吉(文字屋)市(兵衛) ♫	柏(原屋)清(右衛門) ♫	正(本屋)小(兵衛) ♫	天(満屋)源(次郎) ♫
17	1780	安永9年	1.20	○敦(賀屋)九(兵衛) ♫	亀(屋)安(兵衛) ♫	池(田屋)利(兵衛) ♫	富士(屋)長(兵衛) ♫
	1780		5.20	柏原屋与左衛門 ♫	丹波屋伝兵衛 ♫→	河内屋喜兵衛 ♫	近江屋甚兵衛 ♫
	1780		9.20	柏原屋佐兵衛 ♫(没)	柏原屋十兵衛 ♫?	河内屋八兵衛 ↓	○藤屋弥兵衛 ♫
				柏原屋佐兵衛天明元年夏病死・尼崎屋佐兵衛天明元年閏5月病気			
18	1781	安永10年	1.20	堺屋清兵衛 ♫	和泉屋卯兵衛 ♫	河内屋八三郎 ♫	和泉屋佐市 ♫×
	1781	(天明1年)	5.20	正本屋小兵衛 ♫	丹波屋伝兵衛イ	○吉文字屋市兵衛 ♫	柏原屋清右衛門 ♫
	1781		9.20	行司名一覧欠(○敦賀屋)			
19	1782	天明2年	1.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	柏原屋庄兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫
	1782		5.20	○藤屋弥兵衛 ♫	神崎屋清兵衛 ♫	柏原屋重兵衛 ♫?	河内屋八兵衛 ♫
	1782		9.20	○秋田屋市兵衛 ♫	河内屋八三郎 ♫	堺屋清兵衛 ♫×	和泉屋卯兵衛 ♫
20	1783	天明3年	1.20	○吉文字屋市兵衛 ♫	柏原屋清右衛門 ♫	丹波屋伝兵衛 ♫	河内屋嘉兵衛 ♫イ?
	1783		5.20	○池田屋三郎右衛門 (婦?)	○敦賀屋九兵衛 ♫	亀屋安兵衛 ♫	富士屋長兵衛 ♫
	1783		9.20	柏原屋与左衛門 ♫	柏原屋庄兵衛 ♫×	近江屋甚兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫
21	1784	天明4年	1.20	田原屋平兵衛 ♫	寺田(奈良屋)善助 ♫	河内屋八兵衛 ♫	柏原屋重(十)兵衛 ♫
	1784		5.20	河内屋八三郎 ♫	泉屋卯兵衛 ♫	泉屋次郎兵衛 ♫	橘屋忠兵衛 ♫
	1784		9.20	○吉文字屋市兵衛 ♫	柏原屋清右衛門 ♫	丹波屋伝兵衛 ♫	河内屋嘉兵衛 ♫↔
22	1785	天明5年	1.20	○池田屋三郎右衛門 ♫ ×	○敦賀屋九兵衛 ♫	亀屋安兵衛 ♫	富士屋長兵衛 ♫×
	1785		5.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	近江屋甚兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫
	1785		9.20	寺田善助 ♫	柏原屋十(重)兵衛 ♫	河内屋八兵衛 ♫	田原屋平兵衛 ♫
23	1786	天明6年	1.20	○秋田屋市兵衛 ♫	河内屋八三郎 ♫→	泉屋卯兵衛 ♫	泉屋次郎兵衛 ♫
	1786		5.20	行司名一覧欠(○吉文字屋)			
	1786		9.20	行司名一覧欠(○池田屋?)			
24	1787	天明7年	1.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	近江屋甚兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫
	1787		5.20	神崎屋清兵衛 ♫	○藤屋弥兵衛 ♫	奈良屋善助 ♫	河内屋八兵衛 ♫
	1787		9.20	○秋田屋市兵衛 ♫	和泉屋卯兵衛 ♫	和泉屋次郎兵衛 ♫×	橘屋忠兵衛 ♫
25	1788	天明8年	1.20	○吉文字屋市兵衛 ♫	柏原屋清右衛門 ♫	丹波屋伝兵衛 ♫	増田屋源兵衛 ♫
	1788		5.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	塩屋平介 ♫	播磨屋九兵衛(婦?)	亀屋安兵衛 ♫
	1788		9.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫	丹波屋次(治)兵衛 ♫
26	1789	天明9年	1.20	神崎屋清兵衛 ♫	奈良屋善助 ♫	○藤屋弥兵衛 ♫	河内屋八兵衛 ♫
	1789	寛政1年	5.20	和泉屋卯兵衛 ♫	橘屋忠兵衛 ♫	亀屋武兵衛 ♫	河内屋嘉市 ♫×
	1789		9.20	○吉文字屋市兵衛 ♫	柏原屋清右衛門 ♫	丹波屋伝兵衛 ♫	河内屋嘉兵衛(婦)
27	1790	寛政2年	1.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	塩屋平介 ♫↔	亀屋安兵衛 ♫↔
	1790		5.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	近江屋甚兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫×
	1790		9.20	神崎屋清兵衛 ♫	○藤屋弥兵衛 ♫	奈良屋善助 ♫	河内屋八兵衛 ♫
28	1791	寛政3年	1.20	○秋田屋市兵衛 ♫	泉屋卯兵衛 ♫↔	橘屋忠兵衛 ♫×	亀屋武兵衛 ♫
	1791		5.20	○吉文字屋市兵衛 ♫	柏原屋清右衛門 ♫	丹波屋伝兵衛 ♫	増田屋源兵衛 ♫
	1791		9.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	播磨屋九兵衛 ♫	塩屋平右衛門 ↓	敦賀屋六兵衛 ♫
29	1792	寛政4年	1.20	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	近江屋甚兵衛 ♫	本屋又兵衛 ♫
	1792		5.20	神崎屋清兵衛 ♫	奈良屋善助 ♫	河内屋八兵衛 ♫	山口屋亦(又)一 ♫
	1792		9.20	○秋田屋市兵衛 ♫	亀屋武兵衛 ♫	志保(塩)屋喜助 ♫	油屋甚七 ♫
30	1793	寛政5年	1.20	○吉文字屋市兵衛 ♫	柏原屋清右衛門 ♫	丹波屋伝兵衛 ♫→	増田屋源兵衛 ♫
	1793		5.20	○敦賀屋九兵衛 ♫	塩屋平右衛門 ♫×	播磨屋九兵衛 ♫	○誉田屋伊右衛門 ♫
	1793		9.27	柏原屋与左衛門 ♫	河内屋喜兵衛 ♫	近江屋甚兵衛 ♫	本屋又兵衛 ♫

○→:最初に名前が出る箇所、次に名前が出るのは別の組 -:ここ以外に名前はない
 ♫→:1期前のメンバーと同じで、次期は別の組に移動
 ♫×:1期前のメンバーと同じで、これ以降現れない 太枠:×のある欄を示す
 (帰):2期以上隔たってここに復帰 *:注(次の行に注記)

					組
神崎屋清兵衛↓	長谷川屋喜右衛門○→	柏原屋佐兵衛(加役)↓	山城屋忠次郎(加役)-		
丹波屋半兵衛↓	丹波屋治兵衛↓	本屋十兵衛-	奈良屋善助○→		
糸屋源助○→	正本屋小兵衛(加役)↓	升屋大蔵-	阿波屋平八(加役)-		
本屋伊兵衛○→	秋田屋太右衛門○→	伊丹屋庄次郎(加役)-	浪花屋忠五郎(加役)○→		
近江屋甚兵衛↓	伊丹屋佐助○→	富士屋長兵衛(加役)○→	和泉屋幸助(加役)○→		
柏原屋佐兵衛 ♫	神崎屋清兵衛 ♫	播磨屋佐兵衛⇄	小嶋屋伝兵衛-		
丹波屋半兵衛 ♫	尼崎屋佐兵衛↓	丹波屋治兵衛⇄	○本屋庄太郎-		
塩屋平助 ♫→	近江屋甚兵衛 ♫	天(満屋)源(次郎)(加役)○→	なら三(加役)-		
○藤屋弥兵衛 ♫	神崎屋清兵衛 ♫	小刀屋六兵衛(加役)○→	泉屋孫兵衛(加役)↓		
河内屋八三郎 ♫	尼崎屋佐兵衛 ♫×	本屋庄二郎-	伊丹屋佐助イ×		
柏原屋佐兵衛イ→	近江屋甚兵衛 ♫	河内屋与右衛門-	灘屋原兵衛-		
播磨屋佐兵衛(隔)	亀屋安兵衛○→	泉屋孫兵衛 ♫×	西田屋利兵衛-*	柏原屋佐兵衛イ ♫	
河内屋八三郎 ♫	糸屋源介(助)イ	丹波屋次(治)兵衛(隔)	小刀屋六兵衛イ→		
近江屋甚兵衛 ♫	長谷川屋喜右衛門イ	和泉屋治(次)郎兵衛((加役)○→			
に記されるので加役と理解した。					
奈良屋善助イ	田原屋平兵衛 ♫	播磨屋佐兵衛 ♫(加役)×	本屋丹六(加役)-		
糸屋源介 ♫	船橋屋治兵衛-	河内屋八三郎 ♫((加役))	鯛屋吉兵衛((加役))-		
近江屋甚兵衛 ♫	増田屋源兵衛○→	長谷川喜右衛門 ♫((加役?))×*	柏原屋庄兵衛↓		
奈良屋善助 ♫	柏原屋佐兵衛 ♫	小刀屋六兵衛イ→	丹波屋次(治)兵衛イ→		
丹波屋半兵衛 ♫	糸屋源介 ♫	浪花屋忠五郎イ×	大久保屋平兵衛-		
富士屋長兵衛イ	河内屋嘉兵衛○→				
近江屋甚兵衛 ♫	柏原屋庄兵衛 ♫	安井重兵衛(加役)-	正本屋清兵衛(加役)○→		
奈良屋善助 ♫	塩屋平助イ⇄	和泉屋源七○→	田原屋平兵衛 ♫		
糸屋源介 ♫×	村上伊兵衛-	敦賀屋六兵衛○→	堺屋清兵衛 ♫		
亀屋安兵衛 ♫	池田屋利兵衛↓	播磨屋九兵衛↓⇄	勝尾屋六兵衛○→		
鴻池屋長右衛門↓	柏原屋庄兵衛 ♫	藤屋善七○→	平野屋源兵衛-		
奈良屋善助 ♫	柏原屋佐兵衛 ♫	表紙屋弥七-	伊勢屋喜右衛門-		
河内屋八三郎 ♫	本屋伊兵衛イ×	天満屋源次郎イ	大坂屋八重郎-		
柏原屋庄兵衛 ♫	鴻池屋長右衛門 ♫	富士屋文蔵-	志方屋与兵衛-		

『出勤帳』による大阪本屋仲間行司一覧(明和元年(1764)～文化9年(1812))

略号 ○:享保本屋仲間行司設置を願い出た24名のうちの名 ↓:最初に名前の現れる箇所
 ♫:1期前のメンバーと同じ ⇨:次期以降一旦メンバーからはずれるが、また同一組に復帰する
 イ:別の組からここに移動 ×これ以降現れなくなる イ×:別の組から移動してきて、これ以降現れない
 イ→:別の組からここに移動し、次はまた別の組に移動 (隔):1期隔ててここに復帰
 ←→:移動してきてまたすぐ移動 ♫←:移動して、以前と同じグループに

年数	西暦	元号年	月日	行 司			
1	1764	宝暦14年	1.21	○菅田屋伊右衛門↓	田原屋平兵衛↓	○藤屋弥兵衛↓	千草屋新右衛門↓
	1764	(明和元年)	5.25	○秋田屋市兵衛↓	堺屋清兵衛↓	泉屋卯兵衛↓	河内屋八三郎↓
	1764		9.21	○吉文字屋市兵衛↓	本屋清左衛門○→	柏原屋与一-	本屋弥兵衛-
2	1765	明和2年	1.21	○池田屋三郎右衛門↓	○敦賀屋九兵衛↓	本屋新右衛門○→?	糸屋市兵衛○→
	1765		5.21	○柏原屋清右衛門○→	丹波屋伝兵衛↓	河内屋喜兵衛↓	塩屋平助↓
	1765		9.20	○菅田屋伊右衛門♫	田原屋平兵衛♫	○藤屋弥兵衛♫	千草屋新右衛門♫
3	1766	明和3年	1.20	○秋田屋市兵衛♫	堺屋清兵衛♫	泉屋卯兵衛♫	河内屋八三郎♫
	1766		5.	記録欠(○吉文字屋)			
	1766		9.	記録欠(○池田屋)			
4	1767	明和4年	1.21	柏原屋与左衛門↓	本屋清左衛門イ	丹波屋伝兵衛♫	河内屋喜兵衛♫
	1767		5.21	○菅田屋伊右衛門♫→	田原屋平兵衛♫	柏原屋佐兵衛♫→	千草屋新右衛門♫
	1767		9.20	○秋田屋市兵衛♫	堺屋清兵衛♫	泉屋卯兵衛♫	丹波屋半兵衛♫
5	1768	明和5年	1.20	記録欠(○吉文字屋)			
	1768		5.	記録欠(○池田屋)			
	1768		9.20	柏原屋与左衛門♫	本屋清左衛門♫	丹波屋伝兵衛♫	河内屋喜兵衛♫
6	1769	明和6年	1.20	田原屋平兵衛♫	○藤屋弥兵衛♫	千草屋新右衛門♫	神崎屋清兵衛♫
				*西利丈、一度も出勤無之仍之算用帳二姓名除			
	1769		5.20	○秋田屋市兵衛♫	堺屋清兵衛♫	泉屋卯兵衛♫	丹波屋半兵衛♫
	1769		10.2	記録欠(○吉文字屋)			
7	1770	明和7年	1.20	記録欠(○池田屋)			
	1770		5.20	柏原屋与左衛門♫	本屋清左衛門♫	河内屋喜兵衛♫	丹波屋伝兵衛♫
				和泉屋治郎兵衛は加役と書かれているわけではないが、行司6名とあるし、メ六人と書いた次行			
	1770		9.20	○藤屋弥兵衛♫	柏原屋佐兵衛♫	千種(草)屋新右衛門♫	神崎屋清兵衛♫
8	1771	明和8年	1.20	○秋田屋市兵衛♫	堺屋清兵衛♫	泉屋卯兵衛♫	丹波屋半兵衛♫
	1771		5.20	記録欠(○吉文字屋)			
	1771		9.	記録欠(○池田屋)			
9	1772	明和9年	1.20	柏原屋与左衛門♫	本屋清左衛門♫	河内屋喜兵衛♫	丹波屋伝兵衛♫
				*断二付書上ケ除。増源勤被申候。			
	1772	(安永1年)	5.20	○藤屋弥兵衛♫	田原屋平兵衛♫*	千草屋新右衛門♫	神崎屋清兵衛♫
				*此度計印形断(小刀屋六兵衛が「此度印形」)			
	1772		9.20	○秋田屋市兵衛♫	堺屋清兵衛♫	泉屋卯兵衛♫	河内屋八三郎♫
10	1773	安永2年	1.20	記録欠(○吉文字屋)			
	1773		5.20	○池田屋三郎右衛門♫	○敦賀屋九兵衛♫	○本屋清三郎-	亀屋安兵衛イ
	1773		9.20	柏原屋与左衛門♫	本屋清左衛門♫→	河内屋喜兵衛♫	丹波屋伝兵衛♫
11	1774	安永3年	1.20	○藤屋弥兵衛♫	柏原屋佐兵衛♫	千草屋新右衛門♫	神崎屋清兵衛♫
	1774		5.20	○秋田屋市兵衛♫	泉屋卯兵衛♫	河内屋八三郎♫	丹波屋半兵衛♫
	1774		9.	記録欠(○吉文字屋)			
12	1775	安永4年	1.	○池田屋三郎右衛門♫	○敦賀屋九兵衛♫	本屋清左衛門イ	富士屋長兵衛♫
	1775		5.20	柏原屋与左衛門♫	丹波屋伝兵衛♫	河内屋喜兵衛♫	近江屋甚兵衛♫
	1775		9.20	田原屋平兵衛♫	○藤屋弥兵衛♫	千草屋新右衛門♫	神崎屋清兵衛♫
13	1776	安永5年	1.20	堺屋清兵衛♫	○秋田屋市兵衛♫	泉屋卯兵衛♫	丹波屋半兵衛♫⇨
	1776		5.20	記録欠(○吉文字屋)			
	1776		9.20	記録欠(○池田屋)			
14	1777	安永6年	1.20	柏原屋与左衛門♫	丹波屋伝兵衛♫	河内屋喜兵衛♫	近江屋甚兵衛♫